

令和7年4月15日

# 令和7年第4回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和7年4月15日 玉川村就業改善センター産就室に於いて第4回玉川村農業委員会を開催

した。

◎ 出席委員 (議席)

(13名)	2番 円谷 兼一	9番 鈴木 正志
	3番 曲山 幸男	10番 吉村 明美
	4番 白旗 正彦	11番 仁井田 健
	5番 首藤 憲治	12番 鈴木 正浩
	6番 佐久間 正美	13番 高林 きくみ
	7番 我妻 利夫	14番 車田 覚藏
	8番 有賀 昇	

◎ 欠席委員

(1名) 1番 塩田 茂

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した

6番 佐久間 正美

7番 我妻 利夫

◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第7号 農地法第3条(委員会)についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

◎ 事務局 (事務局説明)

◎ 議 長 続きまして、番号4の調査員有賀昇委員は、調査報告願います。

◎ 8番委員 議案第12号番号4について調査報告いたします。  
4月9日に事務局とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。  
当該地は、譲受人の自作農地の隣地であることから今後、営農規模拡大していくことを目的に今回の土地を購入したとのこと。  
なお、譲渡人も相手方の要望により当該地を売り渡すということで当事者間で合意しており特に問題はないと思われまます。  
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いします。

◎ 議 長 只今、有賀委員から調査報告がございましたが、ご質問等ございますか。

(なしの声)

◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第12号番号4について可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第12号番号4は可決されました。  
次に番号5の調査員佐久間正美委員は調査報告願います。

- ◎ 6 番 委 員 議案第 1 2 号番号 5 について調査報告いたします。  
4 月 9 日、大竹推進委員、事務局とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。  
譲受人は、新規就農者で営農計画書の提出もあり、自宅から近距離の農地ということで買い受けて自家用米の栽培を行いたいということです。  
譲渡人についても農業経営の規模を縮小したいということで、当事者間で合意しており特に問題はないと思われます。  
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いします。
- ◎ 議 長 只今、佐久間委員から調査報告がございましたが、ご質問等ございますか。
- ◎ 14 番 委 員 単純な質問なのだが、農家以外でも農地を持てるのか。
- ◎ 事 務 局 基本的には農家しか農地を買えないが、購入したり、借り受けたりする面積が下限面積を超えていれば営農が可能であろうということで新規就農者であっても取得が可能であります。
- ◎ 12 番 委 員 ということはサラリーマンでも農地を持つことは可能なのか
- ◎ 事 務 局 営農する目的であれば可能である。
- ◎ 議 長 それではお諮りいたします。議案第 12 号番号 5 について可決することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 12 号番号 5 は可決されました。  
次に議案第 13 号 農地法第 4 条 (委員会) について事務局より説明をお願いいたします。
- ◎ 事 務 局 7 ページをご覧ください。  
議案第 13 号 農地法第 4 条についてでございます。  
次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。  
令和 7 年 4 月 15 日提出 玉川村農業委員会会長
- ◎ 事 務 局 (事務局説明)
- ◎ 議 長 続きまして番号 1 の調査員円谷兼一委員より調査報告をお願いします。
- ◎ 2 番 委 員  
議案第 1 3 号番号 1 について、調査結果を報告させていただきます。  
4 月 9 日、塩澤推進委員、事務局とともに現地確認をいたしました。  
場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。  
申請人は、昭和 5 4 年ごろから宅地への進入路として利用していましたが、農地の転用手続きが必要ということを知らず、そのままであったが今回正式に転用許可を受けたく、顛末書をつけて申請したとのことです。  
申請地は、50 戸以上の家屋が連単している第 3 種農地であり転用は可能です。また、新たに工事等行うことはないため問題はないと思われます。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重(しんちょう)審議(しんぎ)をお願いいたします。
- ◎ 議 長 只今、円谷委員より調査報告がございましたが、ご質問等ございますか。
- (なしの声)
- ◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第 13 号番号 1 について可決とすることにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 13 号番号 1 は可決されました。  
次に議案第 14 号 玉川村農業委員会委員の辞任同意についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

- ◎ 事務局 10ページをご覧ください  
議案第14号 玉川村農業委員会委員の辞任同意について  
下記の者から辞任願が提出されたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、玉川村農業委員会の同意を求める。  
令和7年4月15日提出 玉川村農業委員会会長  
記

1 氏名 塩田 茂  
2 住所 玉川村大字南須釜字大井沢 4 番地

- ◎ 事務局 (事務局説明)
- ◎ 議長 只今、事務局より説明がございましたが、ご質問等ございますか。
- ◎ 11番委員 今回塩田委員が辞任するにあたり後任はどのように考えているのか。
- ◎ 事務局 後任については四辻新田区長よりすでに推薦を頂いており、農業委員は就任に議会の承認を要するため、それまでは塩田委員の議席は空席を考えております。議会の承認の後、新たな方が就任予定となります。
- ◎ 11番委員 了解した。
- ◎ 14番委員 次の方についての任期は。
- ◎ 事務局 辞任される塩田委員の残任期間での任期となる。
- ◎ 12番委員 気になるのはお金の面でありまして、3月任期分までについては塩田委員に支払われているのか。
- ◎ 事務局 支払われている。
- ◎ 議長 それではお諮りいたします。議案第14号について可決とすることにご異議ございますか。
- (異議なしの声)
- ◎ 議長 ご異議なしと認め、議案第14号は意見決定されました。  
本日の議事は以上ですので、その他に入ります。  
その他
- ◎ 議長 その他番号1について事務局より説明願います。
- ◎ 事務局 1次回総会日程についてですが  
日時 令和7年5月15日木曜日 時間が13時30分から  
場所 玉川村就業改善センター 1階 産就室です。  
よろしくをお願いします。
- ◎ 議長 只今事務局から説明がありましたが、番号1についてであります。次回農業委員会総会日程については5月15日木曜日の午後1時30分、場所が玉川村就業改善センター1階産就室となりますが、よろしいでしょうか。
- (異議なし)
- ◎ 議長 ご異議ないようですので、その他番号2について事務局より説明願います。
- ◎ 事務局 2 玉川村農業委員会視察研修 (四国) について説明
- ◎ 議長 只今事務局より説明がございましたが、ご質問等ございますか。
- ◎ 12番委員 時期によって飛行機等料金に差があるため、日程については注意して決めていただきたい。
- ◎ 事務局 開催時期については今お知らせしている時期の前後で飛行機等の金額と相談して決めたいと思う。  
次回の総会で研修先等の内容について話し合いたいと思う。また出席についてもとりたいと思う。
- ◎ 議長 それでは、その他を終了いたします。
- ◎ 事務局 7閉会 高林職務代理者お願いいたします。